# 尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号、以下「法」という。）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する者（以下「事業者」という。）に対して、運営費等の一部を補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図るため、予算の範囲内で交付する放課後児童健全育成事業所運営費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　留守家庭児童　小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものをいう。

⑵　登録児童数　各月の初日の利用申込み児童数の合計を１２で除して得た人数（当該人数に１人未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた人数）とする。

⑶　利用児童数　毎日利用する留守家庭児童の人数に、１週間のうち数日を利用することを前提に申込みをした留守家庭児童の各々の１週間当たりの利用日数を５（土曜日を開所している施設にあっては６）で除して得た人数（当該人数に１人未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた人数）を合計して得た数を加えて得た数とする。

（補助金の交付対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

⑴　法及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成２４年尼崎市条例第５５号）に基づき、放課後児童健全育成事業を健全かつ円滑に実施できる法人

⑵　利用児童数が１０人以上であること。ただし、こども家庭庁長官が認めた場合その他市長が特に必要と認める場合に限り、１０人未満の放課後児童健全育成事業所（以下「事業所」という。）も補助対象とする。

（補助金の交付要件）

第４条　この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の要件をすべて満たしている事業とする。

⑴　対象児童は、尼崎市に住所を有し、小学校第１学年から第６学年までに在籍していること、かつ昼間保護者が労働等のため家庭にいない児童で、適切な遊び及び生活の場の提供が必要な児童とすること。

⑵　事業所の開所日数が年間（４月１日から翌年の３月３１日までの１年間をいう。以下同じ。）２５０日（市長が適当と認める場合にあっては２００日）以上であること。

⑶　事業所の１日の開所時間が、小学校の休業日以外の日は３時間以上、小学校の休業日

は８時間以上であること。

⑷　開所日数（利用曜日）及び開所時間は、申込書（本市の児童ホームの入所申請書と同様の記載項目であること）に基づくものであること。

⑸　国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けていないこと。

⑹　事業所が所在する地域の児童を広く対象とする事業であり、保護者のいずれかが事業者の従業員等の児童のみで構成される事業でないこと。

⑺　尼崎市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱第５条第１項で定めた小学校区内において、新たに開設された事業所で行われる事業であること。ただし、市長が別に定める事業の場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第５条　補助金の種類、基準額及び対象経費は、別表１、２及び３に定めるとおりとする。

２　補助金の額は、別表に定める基準額と、対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、当該事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（１，０００円（別表３にあたっては１円）未満の端数が生じた場合には、これらを切り捨てる。）を選定し、事業ごとかつ事業所ごとに選定した額の合計額とする。

３　前項の基準額において、事業実施月数（当該月数に１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が１２月に満たない場合には、別表に定める基準額に事業実施月数を１２で除した数を乗じた額（当該額に１，０００円（別表３にあたっては１円）未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付申請書（様式第１号）」に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の５月末日あるいは別に定める日のいずれか遅い日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認める場合は、添付を省略させることができる。

⑴　運営概要書（様式第２号）

⑵　事業実施計画書（様式第３号）

⑶　収支予算書（様式第４号）

⑷　人件費内訳（職員別内訳）（様式第４号別添１）

⑸　放課後児童支援員等名簿（様式第５号）

⑹　登録児童名簿（様式第６号）

⑺　開所カレンダー（様式第７号）

⑻　放課後児童クラブ送迎支援事業を受けようとする場合は、送迎支援事業実施計画書（様式第８号）

⑼　放課後児童支援員等処遇改善事業を受けようとする場合は、放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善計画書（様式第９号）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第９号別添１）

⑽　運営規定

⑾　安全計画
⑿　法人情報調査同意書（様式第２９号）
⒀　その他市長が必要と認める書類
２　補助事業者は、前項の規定により提出した申請書において、開所日数の変動、利用登録児童数の増減など年度途中に当初予定等の変更が生じ交付額の変更を行う必要が生じたときは、市長が定める期日までに「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金（変更）交付申請書（様式第１０号）」に次の各号に掲げる書類を必要に応じて添付し、市長に提出するものとする。ただし、市長が不要と認める場合は、添付を省略させることができる。
⑴　運営概要書（様式第２号）
⑵　収支予算書（様式第４号）
⑶　人件費内訳（職員別内訳）（様式第４号別添１）
⑷　児童利用報告書（様式第１１号）
⑸　登録児童数等報告書（様式第１２号）
⑹　児童利用数実績報告書（様式第１３号）
⑺　開所カレンダー（様式第７号）
⑻　放課後児童クラブ送迎支援事業を受けようとする場合は、送迎支援事業実施計画書（様式第８号）
⑼　放課後児童支援員等処遇改善事業を受けようとする場合は、放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善計画書（様式第９号）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第９号別添１）
⑽　その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）
第７条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、法令等の違反や金額の算定等に誤りがないか、また、補助事業の目的、内容等が適正に実施されているかを調査し、補助金の交付決定をしたときは、「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金（変更）交付決定通知書（様式第１４号）」により補助金の交付の申請を行った事業者に通知する。ただし、申請日現在で前々年度までの補助事業における補助金の戻入金に未納があり、かつ指定した期日までに納付されなかった場合は、当該戻入金が完納されるまで交付決定を行わないこととする。
２　市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金（変更）不交付決定通知書（様式第１５号）」により補助金の交付の申請を行った事業者に通知する。
３　市長は、第１項に規定する交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。
４　市長が当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするために通常要すべき標準的な期間は、補助金の交付申請が到着してから概ね３０日以内とする。ただし、申請を補正するために要する期間、並びに申請の途中で申請者が申請内容を変更するために必要な期間は含まれない。

（申請の取下げ）
第８条　前条第１項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該通知における決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める日までに、「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付申請取下書（様式第１６号）」を市長に提出することで、申請を取り下げることができる。
２　前項に規定する取下書の提出があったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。
（補助金の請求及び交付）
第９条　市長は、補助事業の完了前に、第７条第１項に基づき決定された補助金について、年４回に分けて交付するものとする。ただし、第７条第３項により交付決定通知書に交付にかかる条件が付された場合は、その条件によるものとする。
２　事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、概算払いによる交付を年４回に分けて、それぞれ第７条第１項で通知を受けた交付決定額の４分の１を上限として、「請求書（様式第１７号）」により市長に請求するものとする。ただし、第７条第３項により交付決定通知書に請求にかかる条件が付された場合は、その条件によるものとする。
３　市長は、前項の規定による概算払いによる交付の請求を受けたときは、速やかに、当該請求に係る補助金を交付するものとする。
４　市長は、第１項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、補助金の額を確定した後において、補助事業者から請求を受けたときは、速やかに、当該請求に係る補助金を交付するものとする。
⑴　第１４条の通知を受けた補助事業者が、その翌年度以降第６条に規定する交付申請を行うとき
⑵　その他市長が必要と認めるとき
（月次報告）
第１０条　補助事業者は、月ごとの事業の実施状況について、「民間児童ホーム月別状況報告書（様式第１８号）」に、次に掲げる書類を添えて、翌月１０日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その提出期限を延長することができる。
⑴　登録児童数等報告書（様式第１２号）
⑵　児童利用数実績報告書（様式第１３号）
⑶　その他市長が必要と認める書類
２　市長は、補助事業者が、前項に定める書類を市長が定める期日までに提出しない場合は、第９条第１項の規定にかかわらず、次回の支払期日以降にまとめて支払うことができる。
（事業実績報告等）
第１１条　補助事業者は、交付対象事業が完了したときは、「尼崎市放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第１９号）」に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
⑴　事業実施報告書（様式第２０号）

⑵　収支決算書（様式第２１号）
⑶　人件費内訳（職員別内訳）（様式第２１号別添１）
⑷　児童利用報告書（様式第１１号）
⑸　登録児童数等報告書（様式第１２号）
⑹　児童利用数実績報告書（様式第１３号）
⑺　開所カレンダー（様式第７号）
⑻　放課後児童クラブ送迎支援事業を受けている場合は、送迎支援事業実績報告書（様式第２２号）
⑼　放課後児童支援員等処遇改善事業を受けている場合は、放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善実績報告書（様式第２３号）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第２３号別添１）及び職員別の１月当たりの賃金改善額内訳（様式第２３号別添２）
⑽　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、事業実施状況について、児童の利用数など事業期間中であっても確認の必要があると認められるときは、補助事業者に対し、前項に定める書類について期間を定めて報告させることができる。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条第１項の規定による報告があったときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告にかかる補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めた場合は交付すべき補助金の額を確定するものとする。

２　市長は、前項の確定をしたときは、「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付額確定通知書（様式第２４号)」によりその旨を補助事業者に通知する。

（補助金の精算）

第１３条　補助事業者は、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあっては概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に、補助事業を廃止した場合にあっては廃止した日に「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金精算書（様式第２５号)」（以下「精算書」という。）を作成し、当該補助事業の完了後２０日以内に市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による精算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金戻入・追給通知書（様式第２６号－１、様式第２６号－２)」により補助事業者に通知する。

３　補助事業者は、前項による通知を受けたときは、市長が定める期限までに剰余金を戻入し、また補助金不足金による追給が生じた場合には、「請求書（様式第１７号)」により市長に対し速やかに不足額に係る請求をしなければならない。

４　市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、速やかに、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

⑴　補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき

⑵　補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき

⑶　偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

⑷　要綱又はこれに基づく指示を守らないとき

⑸　第３条各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき

⑹　第８条に規定する補助金申請の取下書が提出されたとき

⑺　その他市長が不適当と認める事情が生じたとき

２　市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、「尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付決定取消通知書（様式第２７号）」により、補助事業者に通知する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第１５条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第２８号）を市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

３　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とする。

（財産の処分の制限等）

第１６条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

２　前項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

３　前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

４　補助事業者は、第１項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（関係書類の整備及び備付帳簿）

第１７条　補助事業者は、補助事業の適正な管理を図るため、利用申込書、児童の利用（登録）状況、職員等の勤務状況及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整理し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存しておかなければならない。

（事前通知）

第１８条　新たに事業所を開設する事業者が、補助金の交付申請を行おうとする場合は、補助金の交付申請を行おうとする年度の前年度の９月末までに、新たに施設を開所する旨の書面をもって市長に通知しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（補助事業等の適正な執行）

第１９条　補助事業者は、この補助金を事業所ごとに単独の会計で経理し、収支を明らかにするとともに尼崎市放課後児童健全育成事業所の運営経費以外に使用してはならない。

２　市長は、補助事業の適正な履行及び補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、法第３４条の８の３第１項に基づき、補助事業者に報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　市長は、法第３４条の８の３第３項に基づき、前項の検査により判明した事項について必要な改善を指示することができ、改善がみられない場合には、補助金額を変更することとする。

（補則）

第２０条　補助事業者が第１４条第１項各号の規定に該当し、かつ必要な行政指導を行った後もなお改善がみられないと市長が認める場合、翌年度以降、補助の対象としないことができる。

（施行の細目）

第２１条　この要綱の実施に関して必要な事項又は定めのない細目については、児童課長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和３年７月３０日から施行し、令和３年４月１日に遡って適用する。ただし、この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

２　第１８条においては、令和３年４月２日以降に開設した事業者から対象とする。

付　則

１　この要綱は、令和４年７月２９日から施行し、令和４年４月１日に遡って適用する。ただし、この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

２　第３条第１号及び第４条第７号の規定は、令和４年１月１日以降に第１８条に規定する事前通知を行ったものから適用する。

付　則

この要綱は、令和４年１２月１５日から施行し、令和４年４月１日に遡って適用する。なお、別表３の事業については令和４年１０月１日以降に発生した経費から適用する。ただし、この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

付　則

この要綱は、令和６年２月１３日から施行し、令和５年４月１日に遡って適用する。ただし、この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年１０月３０日から施行し、令和６年４月１日に遡って適用する。ただし、この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年９月１９日から施行し、令和７年４月１日に遡って適用する。ただし、この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、様式第２２号及び第２３号の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。ただし、改正後の要綱第６条第１項第１２号の規定は、令和９年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日以前に交付された補助金は、従前の例による。

別表１（年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所）

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">基準額</th><th>対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">放課後児童健全育成事業</td><td rowspan="5">基本額（支援の単位当たり年額）</td><td>⑴　構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位<br>3,028,000 円－<br>（19 人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000 円</td><td rowspan="6">事業を運営するための経費であって、次に掲げるもの。<br><br>１　放課後児童支援員等人件費及び研修、健康診断等福利厚生経費。<br><br>２　通信運搬費、光熱水費、設備・修繕経費その他放課後児童クラブの運営に関する物件費（飲食物費を除く。）。<br>ただし、この事業以外の補助対象事業における補助対象経費に該当するものは除く。</td></tr>
<tr><td>⑵　構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位<br>5,416,000 円－<br>（36 人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000 円</td></tr>
<tr><td>⑶　構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位<br>5,416,000 円</td></tr>
<tr><td>⑷　構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位<br>5,416,000 円－<br>（支援の単位を構成する児童の数－45 人）×96,000 円</td></tr>
<tr><td>⑸　構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位<br>2,917,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">加算補助金</td><td>開所日数加算額</td><td>1 日８時間以上開所する場合（加算日数は 50 日が限度）<br>（年間開所日数－250 日）×23,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長時間開所加算額</td><td>平日分（18 時半を超えて開所する場合）<br>「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×495,000 円</td></tr>
<tr><td>長期休業期間分（1 日 8 時間を超えて開所する場合）<br>「1 日８時間を超える時間」の年間平均時間×223,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</td><td colspan="2">１支援の単位当たり年額　2,352,000 円</td><td>障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）</td><td colspan="2">⑴　運営規程に定める利用定員数が 25 人以上の支援の単位<br>１支援の単位当たり年額　1,722,000 円</td><td rowspan="2">放課後児童クラブを実施するために必要な施設の土地、建物賃借料。（家賃相当額であり管理費、共益費、駐車場料、光熱水費等を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵　運営規程に定める利用定員数が 24 人以下の支援の単位<br>１支援の単位当たり年額　1,148,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">放課後児童クラブ送迎支援事業</td><td colspan="2">⑴　尼崎市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱第５条第３項で定めた小学校区に通う児童を送迎する場合<br>１支援の単位当たり年額<br>613,000 円＋（612,000 円÷12 月×当該児童の送迎支援実施月数）</td><td rowspan="2">学校から学校敷地外の放課後児童クラブへの送迎支援を行う経費。（送迎用バス等車両にかかる経費は、燃料費に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵　上記⑴に該当しない場合<br>１支援の単位当たり年額　613,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模放課後児童クラブ支援事業</td><td colspan="2">１支援の単位当たり年額　735,000 円</td><td>利用児童数が 19 人以下の放課後児童クラブについて２人目以降の放課後児童支援員を配置するための人件費</td></tr>
</table>

※　構成する児童の数（利用児童数）が 10 人未満の支援の単位に対する補助については、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合を除き、上記により算出した額に３分の１を乗じて得た額を基準額とする。

※　放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業、賃借料補助）及び放課後児童クラブ送迎支援事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別表２（年間開所日数 200 日以上 249 日以下の放課後児童健全育成事業所）

<table>
<tr><th>種類</th><th colspan="2">基準額</th><th>対象経費</th></tr>
<tr><td rowspan="3">放課後児童健全育成事業</td><td rowspan="2">基本額（支援の単位当たり年額）</td><td>⑴　構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位<br>3,580,000 円</td><td rowspan="3">事業を運営するための経費であって、次に掲げるもの。<br><br>１　放課後児童支援員等人件費及び研修、健康診断等福利厚生経費<br>２　通信運搬費、光熱水費、設備・修繕経費その他放課後児童クラブの運営に関する物件費（飲食物費を除く。）。<br>ただし、この事業以外の補助対象事業における補助対象経費に該当するものは除く。</td></tr>
<tr><td>⑵　構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位<br>2,054,000 円</td></tr>
<tr><td>加算補助金<br>長時間開所加算額</td><td>平日分（18 時半を超えて開所する場合）<br>「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×495,000 円</td></tr>
<tr><td>放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</td><td colspan="2">１支援の単位当たり年額　2,352,000 円</td><td>障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）</td><td colspan="2">⑴　運営規程に定める利用定員数が 25 人以上の支援の単位<br>１支援の単位当たり年額　1,722,000 円</td><td rowspan="2">放課後児童クラブを実施するために必要な施設の土地、建物賃借料。（家賃相当額であり管理費、共益費、駐車場料、光熱水費等を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵　運営規程に定める利用定員数が 24 人以下の支援の単位<br>１支援の単位当たり年額　1,148,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放課後児童クラブ送迎支援事業</td><td colspan="2">⑴　尼崎市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱第５条第３項で定めた小学校区に通う児童を送迎する場合<br>１支援の単位当たり年額<br>613,000 円＋（612,000 円÷12 月×当該児童の送迎支援実施月数）</td><td rowspan="2">学校から学校敷地外の放課後児童クラブへの送迎支援を行う経費。（送迎用バス等車両にかかる経費は、燃料費に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵　上記⑴に該当しない場合<br>１支援の単位当たり年額　613,000 円</td></tr>
<tr><td>小規模放課後児童クラブ支援事業</td><td colspan="2">１支援の単位当たり年額　735,000 円</td><td>利用児童数が 19 人以下の放課後児童クラブについて２人目以降の放課後児童支援員を配置するための人件費。</td></tr>
</table>

※　構成する児童の数（利用児童数）が 10 人未満の支援の単位に対する補助については、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合を除き、上記により算出した額に３分の１を乗じて得た額を基準額とする。

※　放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業、賃借料補助）及び放課後児童クラブ送迎支援事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別表３

| 種類 | 基準額 | 対象経費 |
| --- | --- | --- |
| 放課後児童支援員等処遇改善事業 | 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額<br><br>11,000 円×賃金改善対象者数×事業実施月数 | 放課後児童支援員や補助員等の職員の処遇改善に係る経費。 |

※　構成する児童の数（利用児童数）が 10 人未満の支援の単位に対する補助については、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合を除き、上記により算出した額に３分の１を乗じて得た額を基準額とする。

※　放課後児童支援員等処遇改善事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。